

令和3年4月26日

学生 各位

学務部学生支援課

行動指針改定に伴う課外活動の停止について（通知）

政府の緊急事態宣言発令及び本学における感染状況により、令和3年4月26日付けで本学の行動指針が改定され、課外活動については、「原則として、各学生（団体）は対面の活動を停止するとともに、体育館等の課外活動施設を閉鎖する。」となりました。

については、下記のとおり対面による団体活動は停止（オンラインによる活動は可。）するとともに、課外活動施設を閉鎖いたしますので、構成員へ周知徹底願います。

なお、以前の活動停止中に学外の運動施設等を集団での個人練習として使用している旨の苦情を学外の方から寄せられていますので、学外の運動施設等の利用についても自粛をお願いいたします。

おって、既に競技会等への参加が決定している等、活動停止が困難な活動については、下記担当までご相談ください。

記

1. 活動停止・課外活動施設閉鎖期間

令和3年4月27日（火）～令和3年5月11日（火）

※活動再開については、改めて通知します。

2. 閉鎖する課外活動施設

学内施設 (伊都)	多目的グラウンド(イスト・センター)、総合体育館、テニスコート、課外活動施設Ⅰ、課外活動施設Ⅱ、洋弓場、野球場、体育器具庫、小体育館、松濤錬成場、亭舎、総合グラウンド、課外活動倉庫、弓道場、馬場・厩舎、自動車部車庫
学外施設	名島艇庫、今津艇庫、西戸崎艇庫

※伊都地区以外の課外活動施設は、各地区の指示に従ってください。

担当 学務部学生支援課課外活動支援係 東・糸永  
TEL : 092-802-5966、5967  
E-mail:gaggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp